

(別添 7)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目
(令和 2 年 改正中 1 4 科目)

- 1 病態学
- 2 公衆衛生学
- 3 医用工学概論
- 4 血液検査学
- 5 病理検査学
- 6 尿・糞便等一般検査学
- 7 生化学検査学
- 8 免疫検査学
- 9 遺伝子関連・染色体検査学
- 1 0 輸血・移植検査学
- 1 1 微生物検査学
- 1 2 生理検査学
- 1 3 臨床検査総合管理学
- 1 4 医療安全管理学

⇒変更なし

指定科目	教科内容	基準
	III 生理学 1 生理機能	◎
	(1) 神経 (2) 筋 (3) 感覚 (4) 運動 (5) 体液 (6) 循環 (7) 呼吸 (8) 消化 (9) 代謝・栄養 (10) 排泄 (11) 体温 (12) 内分泌器系 (13) 生殖 (14) 防御機構 2 学内実習 (1) 循環 (2) 呼吸 (3) 筋 (4) 神経 IV 生化学 1 生体物質の構造と代謝 (1) 糖質 (2) たんぱく質 (3) 脂質 (4) 無機質 (5) 酵素 (6) ビタミン (7) ホルモン (8) 生体色素 (9) 核酸 2 器官の生化学 (1) 血液 (2) 肺 (3) 腎	◎

指定科目	教科内容	基準
	2 生理活性物質 (1) 神経性アミノ酸	
	(2) 生理活性アミン (3) 生理活性ヌクレオチド・ヌクレオシド (4) 生理活性ペプチド (5) エイコサノイドとその他の脂質メディエーター (6) サイトカインとケモカイン (7) ビタミン 3 生体内情報伝達機構とチャネル・トランスポーター (1) 細胞における情報の受容 (2) 細胞内情報伝達 (3) 遺伝子制御 (4) イオンチャネル (5) トランスポーター (臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目) VII 病理学 1 器官・組織・細胞の病理学的変化 (1) 病理学の概要 (2) 物質代謝障害 (3) 循環障害 (4) 退行性病変 (5) 炎症 (6) 新生物 2 器官別各種疾患と病理学的変化 (1) 循環器系 (2) 呼吸器系 (3) 消化器系 (4) 内分泌系 (5) 泌尿器系 (6) 生殖器系 (7) 造血器系 (8) 神経系 (9) 感覚器系 (10) 運動器系 (11) 皮膚系 3 学内実習	◎

指定科目	教科内容	基準
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 疾患・症状別食事療法 (4) 病院食 (5) 栄養補給法 (6) 健康づくりと食生活 	
	<p>X 病態薬理学</p> <p>1 薬物の動態と有効性・安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨床薬物動態学 (2) 薬理遺伝学 (3) 薬物相互作用 (4) 薬の有効性と安全性 (5) 薬物療法の個別化－TDM と薬物投与設計 <p>2 器官別薬理と作用機序</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 神経系作用薬 (2) 循環器作用薬 (3) 泌尿器・生殖器作用薬 (4) 免疫・アレルギー・炎症作用薬 (5) 呼吸器作用薬 (6) 消化器作用薬 (7) 感覚器作用薬 (8) ホルモン・内分泌系治療薬 (9) 代謝系作用薬 (10) 抗感染症薬 (11) 抗悪性腫瘍薬 (12) 抗認知症薬 (13) その他 <p>3 薬物と臨床検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨床検査の測定値に影響を及ぼす薬物 (2) 生理検査に影響を及ぼす薬物 (3) 各種検査に用いられる薬剤 	◎
	<p>XI 認知症の検査</p> <p>1 認知症検査の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 検査の注意事項 (2) 患者の心理と対応 <p>2 認知機能の評価尺度</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的評価尺度 	◎

指定科目	教科内容	基準
	(1) 予防医学 (2) 健康保持増進	◎
	(3) 主な疾病の予防 (4) 栄養保健 (5) 食品安全及び食品衛生 (6) 母子保健 (7) 学校保健 (8) 成人保健 (9) 高齢者保健 (10) 在宅医療 (11) 精神保健 (12) 産業保健	◎
	6 衛生行政	◎
	(1) 衛生行政 (2) 医療制度 (3) 多職種連携とチーム医療 (4) 地域保健（地域包括ケアシステムを含む） (5) 社会保険 (6) 社会福祉 (7) その他	◎ ◎
	7 国際保健	◎
	(1) 国際機関・医療協力 (2) 世界の保健状況	
	8 関係法規	◎
	(1) 法律の種類 (2) 臨床検査技師等に関する法律 (3) 医事法規 (4) 薬事法規 (5) 保健衛生法規 (6) 予防衛生法規 (7) 環境衛生法規 (8) 労働衛生法規 (9) 社会保障・福祉関連法規	
	9 臨地実習*	
	II 医学概論	◎
	1 医学概論	◎

指定科目	教科内容	基準
免疫検査学 （生化学検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める）	<p><教育の目標></p> <p>各種生体試料に含まれる成分について、免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学習する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免疫の仕組みと生体防御 <ol style="list-style-type: none"> (1) 免疫系による生体防御 (2) 免疫担当器官、組織、細胞 (3) 免疫の成立と調節 (4) 抗原・抗体（免疫グロブリン）・補体 2 免疫と疾患の関わり <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染防御免疫 (2) 腫瘍免疫 (3) 免疫不全症 (4) アレルギー疾患 (5) 自己免疫疾患 (6) 免疫グロブリン異常症 3 免疫学的検査法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 試験管内抗原抗体反応 (2) 生体内抗原抗体反応 (3) 標識抗体法 (4) 免疫化学的定量法 (5) 細胞性免疫機能検査 4 学内実習 <ol style="list-style-type: none"> (1) 免疫検査の基礎技術（検体採取と保存） (2) 免疫化学的定量法 (3) 感染症の検査 (4) 炎症と炎症マーカーの検査 (5) 腫瘍と腫瘍マーカーの検査 (6) 免疫不全症の検査 (7) アレルギー疾患の検査 (8) 自己免疫疾患の検査 (9) 免疫グロブリン異常症の検査 (10) 補体系の検査 (11) 細胞性免疫機能検査 (12) 食細胞機能検査 (13) リンパ球サブセット検査 (14) 検査結果の解析と評価 	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

指定科目	教科内容	基準
	<p>(1) 真菌の分類</p> <p>(2) 酵母様真菌</p> <p>(3) 糸状菌</p> <p>(4) 二形性真菌</p> <p>3 ウイルスの分類・病原性と検査法</p> <p>(1) ウイルスの構造と形態</p> <p>(2) ウイルスの分類</p> <p>(3) DNA ウイルス</p> <p>(4) RNA ウイルス</p> <p>(5) ウイルス検査法</p> <p>4 学内実習</p> <p>(1) 微生物学的検査の基本操作</p> <p>(2) 染色法と顕微鏡検査</p> <p>(3) 培養環境と培地</p> <p>(4) 検査材料別検査法</p> <p>(5) 細菌の鑑別と同定検査</p> <p>(6) 薬剤感受性検査法</p> <p>(7) 薬剤耐性菌と検査法</p> <p>(8) 抗酸菌検査法</p> <p>(9) 真菌検査法</p> <p>(10) 遺伝子・蛋白検査法</p> <p>(11) 迅速診断技術</p> <p>(12) 精度管理とサーベイランス</p> <p>(13) 検査結果の解析と評価</p> <p>5 臨地実習*</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
<p>生理検査学 10単位 (臨地実習の 単位について は別に定め る)</p>	<p><教育の目標></p> <p>人体からの生体機能情報を収集するための理論、運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着(針電極含む)・脱着、超音波検査における静脈路からの造影剤注入、直腸肛門機能検査、消化管内視鏡検査(組織検体の採取手技を含む)を含む手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学習する。また、外来、病棟、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。</p> <p>1 生理学的検査の役割と測定意義・安全対策・感染対策</p> <p>(1) 検査の目的と技師の役割</p>	<p>◎</p>

指定科目	教科内容	基準
	<p>(2) 採血行為の範囲</p> <p>(3) 採血の種類</p> <p>(4) 採血に際しての注意事項</p> <p>(5) 採血の部位と手段</p> <p>(6) 乳幼児の採血</p> <p><u>(7) 採血に伴う静脈路確保（電解質輸液の注入を含む）</u></p> <p>3 各種検査等の手技に伴う注意事項・安全管理</p> <p>(1) <u>静脈路への成分採血装置の接続並びに操作</u></p> <p>(2) <u>運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着（針電極含む）・脱着</u></p> <p>(3) <u>超音波検査における静脈路からの造影剤注入</u></p> <p>(4) <u>直腸肛門機能検査</u></p> <p>(5) <u>持続皮下グルコース測定</u></p> <p>4 各種検査における検体採取と注意事項・安全管理</p> <p>(1) 皮膚表在組織病変部</p>	<p>◎</p> <p><u>追加◎</u></p> <p><u>追加◎</u></p> <p><u>追加◎</u></p> <p><u>追加◎</u></p> <p><u>追加◎</u></p> <p><u>追加◎</u></p> <p>◎</p>
	<p>(2) 鼻腔拭い液</p> <p>(3) 咽頭拭い液</p> <p>(4) 鼻腔吸引液</p> <p><u>(5) 喀痰吸引（気管カニューレ内部からの採取も含む）</u></p> <p><u>(6) 消化管内視鏡検査による組織検体の採取</u></p> <p>5 学内実習</p> <p>(1) 採血</p> <p>(2) 皮膚表在組織病変部からの検体採取</p> <p>(3) 鼻腔拭い液の採取</p> <p>(4) 咽頭拭い液の採取</p> <p>(5) 鼻腔吸引液の採取</p> <p><u>(6) 経口、経鼻又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引</u></p> <p>5 臨地実習*</p>	<p><u>追加◎</u></p> <p><u>追加◎</u></p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p><u>追加◎</u></p> <p>◎</p>

< 臨地実習に関する事項 >

I 臨地実習の内容

1 単位数：12単位

- (1) 1単位は養成施設における臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等）を行うこと。
- (2) 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行うこと。
- (3) 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。

- 2 実習内容：指定規則で定める臨地実習において学生に実施させる行為（別表）を必須とすること。また、指導ガイドラインで定める臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為を参考とする。

※以下の項目を見学必須に追加。

・ 消化管内視鏡検査

・ 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査

II 臨地実習施設における臨地実習指導者の配置

- 1 臨地実習施設：養成施設は、以下のいずれの要件も満たす臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、臨地実習施設とする。ただし、在宅医療、内視鏡検査室で行う実習については、臨地実習指導者を医師又は看護師とすることを妨げないこととする。
 - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者。
 - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。

III 養成施設における臨地実習調整者の配置

- 1 養成施設：養成施設は、臨地実習の質の向上を図るため、臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。

IV 臨地実習に臨む学生の臨地実習前の技能修得到達度評価の実施

- 1 評価内容：指定規則で定める臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）を参考に、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを実技試験等により確認し、必要な指導等を行うこと。